

令和8年6月

事業主各位

沖縄労働局

熱中症対策の実施について（御対応依頼）

平素より労働基準行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、熱中症は、手遅れになる前に適切な対応を行わないと命に関わる疾病であり、命が助かった場合でも意識が戻らない状態に陥ることもある、決して甘く見てはいけない疾病です。一方で、手遅れになる前に、適切な対応を取りさえすれば、比較的早い回復・復職が見込める疾病でもあります。

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日の施行から1年が経過しました。

また、本年も5月から9月までを取組期間、7月を重点取組期間として「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

7月の重点取組期間前に、

- ・湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること
- ・熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと
- ・糖尿病、高血圧症などの熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと

など労働安全衛生規則の改正内容や「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に記載された熱中症対策の実施状況を確認いただくとともに、確認結果に基づく必要な対策が行われますようお願いいたします。

【参考】

- 1 「職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に熱中症を効果的に防止しましょう！」

[パンフレット] [リーフレット]



- 2 「STOP!熱中症熱中症 クールワークキャンペーン」

[リーフレット]



- 3 厚生労働省ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」



(担当)
沖縄労働局労働基準部
健康安全課（副主任地方労働衛生専門官）
電話 098-868-4402